

令和6年 第9回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年9月30日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正
5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司
5番 小原 拓也 6番 赤澤 克俊 7番 坂本 幸
8番 加藤 重利

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第46号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第47号 農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付
について
- 第6 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第8 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第9 議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画の決定について
- 第10 議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
等促進計画の承認について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 金城 朋子 主査 大嶋 昌子
(開会14時00分)

[事務局]

それでは、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

定刻になりました。

ただいまから、令和6年第9回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は7名が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番永友薫委員、7番坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日9月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、9月の業務報告について、でございます。

2日に台風15号で延期になりました「第8回の農業委員会総会」を開催しております。

3日に「高鍋町不動産評価委員会」が開催されております。

4日から17日まで「農地利用状況調査」を皆さんに行っていただきました。詳細は、2ページの中段に記載のとおりでございます。

5日から24日まで「高鍋町議会定例会」が開催されております。

18日に「業務委託手数料を活用した農業者年金の加入推進に係る説明会」

がWebにて開催されております。

18日と27日に「新農地売買システム研修会」が同じくWebにて開催されております。

20日に「家族経営協定調印式」を行いまして、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんご夫妻が、家族経営協定を締結されております。

9月の総会関係になります。

20日に現地調査を行いまして、本日30日が総会となっております。

本日の総会終了後には、農業者年金加入推進研修会を行いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、10月の業務計画でございます。

8日に「独立行政法人農業者年金基金による考査指導」が行われます。

21日に「宮崎県農業委員会の農業委員と農地利用最適化推進の全体研修会」が開催されます。全員出席となりますので、よろしくお願ひいたします。

23日に「女性の農業委員会会長と会長職務代理者研修会」高鍋でいいますと副会長になりますが、Webで開催をされます。

10月の総会関係になります。

22日が現地調査で、29日が総会を行うことと予定しております。

10月の総会の後には「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されますので、よろしくお願ひします。

業務報告及び計画については以上でございます。

3ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による通知について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑

貸付人 橋口 昌央

借受人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

- 3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか3筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇
- 4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか3筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
- 5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**
畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇
- 6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**
畑
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
- 7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇
- 8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
- 9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか2筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか2筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして8ページに移ります。

「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」
です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか13筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか13筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

以上です。

10ページをお開きください。

「農地の時効取得に関する通知について」です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**
登記地目 畑 現況 田 面積33㎡

取得日 平成14年8月17日

権利者 〇〇〇〇

義務者 〇〇〇〇

5月の総会の案件で、〇〇線沿いの〇〇の入口横の駐車場の5条案件があり
ましたが、その土地の関連地となります。

この権利者義務者の親の代で土地の交換を行っており、登記などは行って
いなかったそうです。

それぞれの相続人で整理を行い、片方の土地は5月の総会で転用の手続きを
行い、こちらは時効取得での手続きとされております。

転用の資料と共に記録を残しておきます。以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから10ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第46号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、11ページをお開きください。

議案第46号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和6年9月1日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 1, 354㎡ ほか1筆

申し出のそれぞれの地図について、12ページから14ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 貸渡し申し出 担当委員 6番 赤澤 克俊 推進委員
順番委員 1番 宮越 美秋 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第47号「農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、15ページをお開きください。

議案第47号「農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について」です。

本案件につきましては、高鍋町の滞納処分による、購買の案件となっているものであります。

入札の期日は、令和6年10月3日となっております。

農地が購買に出された場合、この農地を取得するため、公売に参加するには、買受適格証明書が必要となります。

購買物件であっても落札されたものは、農地法の規定による許可を得ることが必要となります。このため、本案件につきましては、農地法第3条の許可基準に照らし合わせ、買受適格証明の申請人が、許可要件を満たしているかどうかを、ここで審査していただくものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することよろしいかを、合わせて審議いただくこととなります。

それでは、説明いたします。

1番 申請地 大字〇〇字〇〇****番*

田 460㎡

申請人 〇〇〇〇

取得目的は、農地として利用するものです。

担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当になりますので、この場から説明させていただきます。

買受適格証明願いについてを説明いたします。

高鍋町の購買物件の農地の入札に参加するため、認定農業者である〇〇〇〇さんから、買受適格証明願いが出ております。

〇〇〇〇さんは、〇〇地区で、水稻と露地野菜のキャベツなどを栽培されております。

申請地は、17ページを御覧ください。

中央より少し上の方に、小さい字で〇〇と書いてあります。そこから南に2

00mほど行った所の赤い斜線の囲った所が、****番*で460㎡です。

〇〇〇〇さんが、規模拡大のために、申請地で水稻を作付されるとのことで、申請されました。

問題はないかと思えます。

また、最低公売価格は〇〇〇〇円です。

御審議をお願いします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんは、大規模な露地野菜を栽培しており、ここも〇〇〇〇さんが昔から作付けされている所でございます。

会長の説明があつたとおり、何も問題はないかと思っております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。19ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2号各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり、買受適格証明書を交付し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり、買受適格証明書を交付することに決定し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第48号〔農地法第3条の規定による許可申請について〕を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、20ページをお開きください。

議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 所有権移転有償

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 146㎡ ほか3筆 計5, 431㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、規模拡大による所有権移転でございます。

場所につきましては、22ページ、23ページを御覧ください。

大字〇〇〇〇が2筆ありますが、その〇〇の部分が23ページに載っております。

場所は〇〇、〇〇の信号を〇〇方面に行き、坂を上りますと〇〇がございます。そこから北西の方に斜めに道が入っておりますが、それをずっと行きますと、〇〇の〇〇がございます。〇〇の手前を150mぐらい右側に位置する所でございます。

****番*の中に、小さい****番*というのがありますけども、これは全然関係のない方の土地ということでございますが、〇〇〇〇さんは承知のもとで購入されたということです。この2筆でございます。

****番*が金額は〇〇〇〇円、****番*が〇〇〇〇円でございます。

あとの残りの2筆が24ページ、25ページを見てください。

〇〇線を行きますと〇〇がありますが、〇〇の土場の手前に、記憶に定かかと思いますが、〇〇屋さんがあったかなと思いますが、その裏側、南側に位置する所でございます。

ここが2筆ありまして、これも規模拡大で牧草を植えるという計画になっております。

****番*この広い方が〇〇〇〇円、****番*が〇〇〇〇円ということでございます。

ここは4筆とも現地を確認いたしましたところ、もう20年ぐらい作付がされていないような土地でございました。それによって、この値段かなと感じたところでございます。以上でございます。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員6番。

[推進委員6番]

はい、幸妻委員の意見に何ら付け加えることはありません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、26ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号7、議案第49号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です、27ページをお開きください。
議案第49号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」
1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* ほか1筆
登記地目 田 現況 宅地 合計面積 79㎡
申請人 〇〇〇〇
転用目的は、貸家敷地です。
担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番、説明します。
申請者、〇〇〇〇さんの貸家敷地、農地転用の追認申請です。
申請地は、亡き父親が住宅敷地として利用してきました。近年は貸家として利用しています。
この度、土地について調査したところ、亡き父親が農地法許可は得ているものの、転用許可どおりに完了していないことがわかり、今後も貸家として利用していきたいため、違法状態を解消するため申請に至りました。
〇〇〇〇さんが相続し、問題があるとは認識しておらず、今後十分に注意する旨の始末書が添付されていました。
現地は29ページにあります、〇〇南側30m行った所にあります。
資金については、新たな費用はありません。
周囲は耕作地もなく、土砂流出については、すでにブロック塀を設置しており、被害を与える心配はありません。

雨水は、地下浸透及び南側の側溝に放流します。
汚水については、トイレは単独浄化槽を設置し、側溝に放流しております。
生活排水も側溝に放流します。
なお、放流にあたり、高鍋町建設管理課に問題ないとの確認済みです。
万一問題が生じた際は、当方にて責任を持って対処し、御迷惑のかからぬよういたしますとのことです。
以上説明を終わります。審議よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で用途区域が第二種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。
隣接する宅地と一体として、貸家の敷地になっております。
28ページから30ページに、申請地の位置の図を示しております。
30ページは公図の2枚目です。
32ページは配置図です。
土地の配置や建物の配置については、この図のとおりとなっております。
その他につきましては、坂元委員の説明のとおりです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

[議長]

それでは再開いたします。
1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。33ページをお開きください。

議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目・現況 田 面積445㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅建築です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番、説明します。

譲受人、〇〇〇〇さんと譲渡人、〇〇〇〇さんの農地転用、権利移転の5条許可申請です。

譲受人に対し譲渡人は祖母にあたり、親族関係であります。

9月20日、農業委員、農地利用最適化推進委員立会いの下、事務局と現地視察して参りました。

資料39ページを御覧ください。

申請地は、〇〇前の大きな道沿いで、〇〇の〇〇の東端、道向かい側の445㎡の水田です。

現在は雑草が生い茂り、何も耕作されていませんでした。

これまで〇〇〇〇さん夫婦は借家住まいをしてきましたが、家族も増え手狭になり、持ち家を建築したいと計画していたところ、譲渡人が祖母であることから土地の提供承諾をいただき、家を建てるにあたり今回の申請となりました。

資料41から42ページを御覧ください。

床面積116.85㎡、35坪、建設費はもろもろ含めて〇〇〇〇円。土地代金は、祖母より贈与のため発生しません。

建設費は全額、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんが、銀行より融資を受け負担します。

これにあたり、夫婦関係を証明する住民票の写しも、添付されておりました。

また、転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の対処としては、隣地との境界にはブロック塀を設け、土砂流出防止に努めます。

雨水及び雑排水は、歩道側溝に接続します。
万が一被害が生じた際は、当方にて責任を持って対処しますとのことです。
以上、審議のほどよろしく願いいたします。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

38ページから40ページは、申請地の位置をそれぞれの図に示しております。

41ページは配置図です。

そちらに浄化槽とか雨水は、歩道の側溝に流すということが読み取れます。

42ページは平面図になっております。御確認ください。

なお、申請地は小丸川土地改良区の受益地ですが、差し支えないという意見書が申請書の方に添付されており、問題はないと考えます。

その他のことについては、橋口委員の説明のとおりです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、33ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目・現況 畑 758㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇 ほか2名

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

この案件は、〇〇〇〇さんほか2名から、〇〇〇〇さんへの一般個人住宅を目的とする所有権移転でございます。

場所は、44ページを見てください。

中段ちょっと上斜めに走っておりますのが、〇〇線でございます。

申請地は〇〇でございますが、左端の方に〇〇、その手前に大きい枠があると思いますが、これが〇〇の冷蔵設備でございます、その手前を左に入った所でございます。

ここは、奥の方だけが農地で残っており、46ページに平面図が出ておりますが、手前は宅地になっております。

奥の黄色でされている所が、今回の申請地でございます、進入路がない袋地だったということで、南側に赤線で引いてありますが、ここに排水と雨水を流すような図面になっております。

今回は、㎡数が一般個人住宅であれば、500㎡以内ということになっているのですが、758㎡ということで500㎡を超しております。住宅は500㎡以内に収まるのですが、〇〇〇〇さんが商売をされており、500㎡を超した部分については、駐車場として利用させていただきという案件でございます。

資金の調達につきましては、〇〇より〇〇〇〇円。土地購入費と宅地造成費、住宅の新築工事を含めまして、すべて銀行からの借入れとなっております。

雨水につきましては、先ほど言いましたように、この借地で道路進入口を借地してありますが、そこから出すように、庭は砂利を引きますので、雨水につきましては地下浸透ということでございます。

万が一問題が発生した場合は、直ちに自分たちで対処しますということも文面が入っております。以上でございます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、2種農地です。

譲受人は、申請地と同じ地域の宅地の購入を検討されましたが、条件が合わず断念したということで、また、申請地が住宅建築に問題なく、進入路についても所有者の同意を得られたということで、こちらを適地と判断したということから、転用はやむを得ないと判断します。

進入路についてなのですけれども、進入路として使う宅地の方ですけれども、今回の農地の所有者のうちのお二人が所有の宅地となっております。こちらの方の進入路の利用と、あと水道管の埋設については、承諾をしたという覚書が交わされているということです。

その他については、幸妻委員の説明のとおりです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、33ページにお戻りください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**

登記地目・現況 畑 1, 357㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

この案件は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への、太陽光発電施設設置のための所有権移転でございます。

場所は50ページ、51ページを御覧ください。

中段ちょっと上の方に、右から左にあります。これが〇〇線でございます。〇〇をずっと上がって行きます。

途中で昔で言う〇〇、今で言う〇〇に行く道がありまして、申請地はその〇〇さんのすぐ隣に位置する所でございます。

そこに、太陽光発電を設置するということでございます。

太陽光パネル設置にあたって、汚水や排水の発生はなく、雨水は地下浸透ということでございまして、もし大雨が降って、もしもの時は対処するという。ちょっと傾斜地ですので、それをちゃんと平らにならして、設置するというのであります。

事業費が、土地購入費が〇〇〇〇円。測量、転用、盛土などもろもろ含めまして〇〇〇〇円となっております。以上です。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、第2種農地です。

こちらと同じ地域で、山林の方で太陽光施設の設置の検討をされておりますが、地主との交渉が不調に終わり、断念したということです。その他、農地以外の土地も探しましたが、適当な農地が無く、申請地は日照を妨げる遮蔽物が周辺に建つ可能性が低く、太陽光パネルの設置に適しているということで、申請されております。

49ページから51ページに、それぞれの図に申請地の位置を示しております。

52ページの配置図を御覧ください。

傾斜地に、このようにパネルを配置するということです。

太陽光は、敷地面積が500㎡以上あると、高鍋町の景観条例の届出の提出が必要になっておりますが、こちらの太陽光も届出をされており、適合通知の写しの添付がありました。

また、〇〇との接続が確認できる書類も付いておりましたので、事業の確実性も確認しております。

その他の説明については、幸妻委員の説明のとおりです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございません。
それでは、質問もないようですので採決いたします。
本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号9、議案第51号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、53ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 計7,584㎡

譲渡人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

譲受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、御説明いたします。

宮崎県農業振興公社さんから、〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

〇〇〇〇さんは、水稻を中心にキャベツ、白菜をかなり作られております。

認定農業者でもあります。

申請地は、〇〇地区にあります〇〇の北側駐車場から、西に150mぐらい行った十字路の左角になります。

〇〇〇〇さんは、特例事業の一時貸し付けタイプで4年10か月、農地を借入れ、その後、農地を公社から買受けます。

面積は2筆で7,584㎡の普通畑です。

価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので採決いたします。
本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 948㎡
譲渡人 〇〇〇〇
譲受人 〇〇〇〇
担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。
〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、有償の所有権移転でございます。
申請地は、〇〇そばにある県道を南へ100mほど行くと、左に入る農道が
ございます。そこを120mほど行った左側道沿いに、申請地はございます。
現状はロータリーをかけてあったのですが、少し草が生えていました。
〇〇〇〇さんは、ミニトマト、水稻などを栽培され、また〇〇も経営される
認定農業者でございます。また認定農業者の〇〇でもございます。
面積は948㎡で、対価は〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。
御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので採決いたします。
本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、54ページになります。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**

田 ほか3筆 計3,532㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、有償の所有権移転でございます。

申請地は、〇〇にございます〇〇前の道路を東へ300mほど行くと、舗装されていない道が南側と東側にございますけども、その農道を南に60mほど行った所に、4筆ともその周辺にございます。

現状は、飼料稲が刈り取られた状態でした。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツ、水稻などを栽培される認定農業者でございます。

3,532㎡に対して、対価は〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号10、議案第52号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番から3番まで3件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、55ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか3筆 計13,553㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を通して、〇〇〇〇への賃貸借契約です。

〇〇〇〇は加工馬鈴薯、飼料作物を生産されている認定農業者です。

農地の場所は、〇〇にある〇〇の道路を東の方に行って、〇〇さんを過ぎて、左カーブで右に曲がる道があるのですが、そこを右折して、道路の途中にお地蔵さんがある所の畑とその東側の畑です。

現地を確認したところ、まだ〇〇が植えてありました。

期間は10年間で、反当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3,200㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜などを生産される認定農業者です。

申請地は、県道〇〇線を〇〇方面へ、〇〇から進んで坂を上り切った所の右側に〇〇があるのですが、そこからまた更に 300 m 進んで左折、そこから 300 m ちょっと進んだどん突きの農地になります。

現地を確認したところ、白菜の植付けが終わっていました。

期間は 5 年で、10 a 当たりの借賃は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 079 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業による利用権設定です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜等を生産されている認定農業者です。

申請地は、先ほどの〇〇から 300 m ほど行って、先ほどと反対の右折、海沿いの方に東の方にずっと真っ直ぐ行って、突き当りをまた更に右折、直進すると

右手に〇〇の〇〇がございます、その手前の道路を右折して50mほど行った、右側の農地になります。

現地を確認したところ、キャベツが植え付けされていました。

期間は10年ですが、保全を含めての貸借となりますので、料金は発生しておりません。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から3番まで3件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から3番まで3件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、1番から3番まで3件の案件については、原案のとおり承認することと決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべて終わりました。

これをもって、令和6年第9回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時25分)